

卷頭言

九州の河川整備における環境に関する取組について

国土交通省 九州地方整備局長 藤巻 浩之

1. はじめに

豪雨災害の常襲地帯であり、これまで被災と河川改修等を繰り返している九州においても、河川環境の整備と保全は極めて重要なテーマです。平成 9 年の法改正により、河川行政において「環境」も目的の一つとなり、災害復旧や河川改修においても本格的に河川環境に配慮することになりました。今回、九州地方の河川整備における環境に関する取組について紹介します。

2. これまでの河川環境行政

昭和 30 年代からの高度成長期における急速な都市化により、公共用水面における水質悪化等が社会問題化し、昭和 45 年には水質汚濁防止法が制定されました。これらの社会状況を踏まえ、河川水質の改善を目的に、筑後川(福岡県)では池町川、高良川などで浄化対策が実施され始めました。

その後、昭和 56 年の審議会答申「河川環境管理のあり方について」を受け、昭和 60 年代には、田手川(佐賀県)や加勢川(熊本県)での「ふるさとの川モデル事業」、紫川(福岡県)での「マイタウン・マイリバー整備事業」、大野川(大分県)や本明川(長崎県)での「桜づつ



みモデル事業」など、各河川で様々な事業が展開されました。桜づつみモデル事業により整備した箇所は、現在では地域の桜等の名所ともなり、毎年多くの人出で賑わいを見せています。

平成に入り、より良好な河川環境を求める社会的ニーズを受け、河川が本来有している生物の良好な成育環境に配慮するために「多自然型川づくりの推進について」が通達され、当初は九州各地でポーラスコンクリート護岸やかごマット工、魚巣ブロックなど護岸の工夫から多自然型川づくりが始まりました。

平成 5 年には、多自然型川づくりの元となるヨーロッパの「近自然工法」を日本に初めて紹介した福留脩文氏が、ヨーロッパの事例と日本の伝統工法の事例を九



図 1 大野川の「桜づつみ」の状況



図 2 福留脩文氏を迎えての現地指導の状況

州管内各地で紹介し、福留氏の指導の下、九州の河川整備と人材育成が積極的に行われてきました。

福留氏指導の下に施工した構造物等は今も各地でその機能を発揮しています。

同時期に、九州の多自然型川づくりの事例発表を通じた情報交換、意識の向上、技術研鑽を目的とした「うるおいのある川づくりコンペ」が全国に先駆けて開催されるようになりました。この取り組みは現在でも継続しており、令和4年度は30回目の開催となりました。現在は、九州地方整備局のほか、九州7県や3政令市も参加し技術研鑽等を続けています。

平成8年頃からは、魅力と活力ある地域形成に向けた交流拠点、地域づくりの核として、肝属川(鹿児島県)や松浦川(佐賀県)などで「水辺プラザ」の整備が行われ、整備された箇所では色々な行事が執り行われ、地域の賑わいの場となっています。



図3 肝属川の「水辺プラザ」の状況

また、川づくりに市民参加を促す試みとして、遠賀川(福岡県)では、平成8年に市民団体が川づくりを議論する「直方川づくり交流会」が発足しました。設立当初から「川づくりは人づくり、まちづくり」と考え、次世代を担う子供たちを対象に、河川を利用した環境学習等にも取り組み、平成10年には遠賀川の将来の理想の姿「遠賀川夢プラン」を提案しました。この「直方川づくり交流会」は、遠賀川はもとより九州全体の川づくりに大きな変化と成果をもたらしたと言えます。



図4 「直方川づくり交流会」の様子

住民参加型河川整備の先駆的な取組ですが、行政も交えた交流会の運営ルールが特徴的で、以下に示す3つの約束 7つのルールにより、発展的な議論や活動を続けています。交流会は27年目を迎え、令和4年には300回目の開催を迎えました。

1. 自由な発言

- ・参加者の見解は所属団体の公的見解としない
- ・特定の個人・団体のつるし上げをおこなわない

2. 徹底した議論

- ・議論はフェアプレイの精神で行う
- ・議論を進めるにあたっては実証的なデータを尊重する

3. 合意の形成

- ・問題の所在を明確にした上で合意形成をめざす
- ・係争中の問題は客観的な立場で事例として扱う
- ・プログラム作りは、長期的・短期的と区分し、実現可能な提言をめざす

図5 交流会 3つの約束 7つのルール

3. 河川法改正後の河川整備

平成 9 年の河川法改正において、河川環境とは「河川の自然環境、河川と人の関わりにおける生活環境」であると定義されました。

また、平成 14 年には自然再生推進法が策定され、河川環境の保全を目的とし、「自然再生事業」が創設されました。

九州では松浦川において、「河川の氾濫原的湿地の再生」、「人と生物のふれあいの再生」を目的に、住民参加で「アザメの瀬」の自然再生が実施されました。これはグリーンインフラの先駆け的な取り組みであったと言えます。



図 7 甲佐町かわまちづくりの整備後の利用状況

熊本市内を中心部を流れる白川の「緑の区間」は両岸の樹木群及びその背後の立田山が相まって、市内の代表的な景観の一つとなっています。



図 6 松浦川「アザメの瀬」の整備後の状況

一方で、人々が集い、賑わい、安らいで癒される場としての水辺空間に対する社会的ニーズの高まりを受け、平成 17 年度からは、河川空間を積極的に都市再生や地域活性化のために活用する取り組みである「かわまちづくり」が推進されることとなりました。かわまちづくりは、河川管理者、自治体、地元住民等の協力の下で進められ、整備箇所では様々な行事が催され、河川空間や地域に活気をもたらしています。



図 8 白川「緑の区間」の整備後の状況

当該区間の流下能力向上にあたっては、この重要な景観を改変するおそれがあったため、河川整備方法に關し、地域住民の方々や学識経験者等多くの関係者にて時間をかけ熱心な議論のもと合意形成が図られ、その結果、改修前後における景観への影響を最小限におさえつつ、改修事業の完成に至っています。

整備後には、「白川夜市」や「街中キャンプ」等沿川の若手経営者等により、様々な河川空間の利活用がなされ、令和 4 年には、「都市・地域再生等利用区域」に指定されるなど、更なる賑わいの場となっています。



図 9 「白川夜市」で賑わう様子

これらのように年を経て全国各地に広まつていった多自然型川づくりですが、平成 18 年に設置された「多自然型川づくりレビュー委員会」において、全国各地で散見されるようになった「型」に走りがちで課題の残る川づくりの改善の必要性が強く指摘され、「多自然川づくり基本指針」が通知されました。九州においても基本的ルールを定め、専門家等の指導を受けながら、人材育成と河川の整備に取り組んでいます。

また、平成 25 年には、水防活動及び河川管理の充実及び民間団体との連携強化を図るため、河川法が改正され、「河川協力団体」が位置づけられました。

九州では令和 4 年度までに 43 団体が登録されており、それら 43 団体から構成される「九州河川協力団体連絡会議」が全国に先駆け設立され、河川管理者との強力な連携体制のもと、各地で地域の魅力を活かした川づくりが行われています。

今後の気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等に対応するためには、流域に関わるあらゆる関係者が協働して「流域治水」に取り組んでいく必要があります。整備局としても、これまでに培ってきた知識・技術を最大限活かしつつ、学識者・自治体・河川協力団体・コンサルタント・施工会社等の方々と力を合わせて、安全で魅力のある川づくりに積極的に取り組んでいく所存です。

最後に、生前、九州の川づくりに多大なご尽力をいただいた野見山ミチ子氏、福留脩文氏に深く感謝を申し上げるとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。



図 10 九州河川協力団体連絡会議と九州地方整備局との意見交換会の様子